

# 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 理事会規程

平成22年4月1日

規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター定款（以下「定款」という。）第21条の規定に基づき、定款第12条に規定する理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決事項)

第2条 定款第15条第6号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡に関する事項
- (2) 金額又は目的物の価格が100万円以上である負担付きの寄附又は贈与の受領に関する事項
- (3) 法律上法人の義務に属する1件100万円以上の損害賠償の額の決定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(招集)

第3条 理事長は、定款第13条第1項及び第2項の規定に基づき、理事会を招集する。

2 理事会は、3箇月に1回以上開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。

3 理事会の議事に付すべき事項は、招集の際に役員に通告しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(役員以外の者の出席)

第4条 理事長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議長の職務代行)

第5条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を行う。

(議事録)

第6条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、選任された署名人2名以上が記名押印しなければならない。

(庶務)

第7条 理事会の庶務は、事務局総務課において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。